

国不建第163号
令和7年2月1日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

「建設業許可事務ガイドラインについて」の一部改正について

「建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令」（令和6年政令第366号）附則第一項第三号に掲げる規定の施行を踏まえ、別紙のとおり「建設業許可事務ガイドラインについて」の所要の改正を行いました。

別紙の内容については、各地方整備局建政部長等に通知するとともに、各都道府県建設業担当部局長に参考送付したところです。

貴団体におかれては、本通知の内容について、貴団体傘下の建設企業に対し周知、指導方お願い致します。

「建設業許可事務ガイドラインについて」の改正について

(概要)

令和7年1月
国土交通省
不動産・建設経済局

1. 背景

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号において、一定の下請契約の額の下限（以下「特定建設業許可の下限額」という。）以上となる下請契約を結ぼうとする建設業者は特定建設業許可を要することとされているところ、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第2条において、当該金額を4,500万円（建築工事業にあっては7,000万円）と規定している。

近年の建設工事費の高騰を踏まえ、特定建設業許可の下限額等を見直す「建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令」（令和6年政令第366号。以下「改正令」という。）が令和6年12月11日に公布され、令和7年2月1日に施行される。

これにより、特定建設業許可の下限額が4,500万円から5,000万円（建築工事業にあっては7,000万円から8,000万円）に見直されるため、建設業許可事務ガイドラインにおいても所要の改正を行う。

2. 建設業許可事務ガイドラインに係る改正内容

特定建設業許可の下限額について、改正令の施行にあわせ以下のとおり本ガイドラインに反映する。

■ P 9 4. 令第2条の「下請代金の額」について

新	旧
発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、元請負人が <u>5,000</u> 万円（建築一式工事にあっては <u>8,000</u> 万円）以上の工事を下請施工させようとする時の <u>5,000</u> 万円には、元請負人が提供する材料等の価格は含まない。	発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、元請負人が <u>4,500</u> 万円（建築一式工事にあっては <u>7,000</u> 万円）以上の工事を下請施工させようとする時の <u>4,500</u> 万円には、元請負人が提供する材料等の価格は含まない。

3. 発出予定

令和7年2月1日